

入 札 公 告

独立行政法人福祉医療機構「稟議・決裁システム等運用支援業務」について一般競争入札に付します。

平成24年1月18日

独立行政法人福祉医療機構
契約担当役 尾形 朋輝

記

1. 契約に付する事項

- (1) 件 名 稟議・決裁システム等運用支援業務
- (2) 特 質 等 別紙仕様書による。(東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
神谷町セントラルプレイス9階 独立行政法人福祉医療機構経理部会計課にて配布)
- (3) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
入札者は、本業務に係る経費のほか、納入等に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。
落札者決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を)切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札保証金及び契約保証金 免除

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人福祉医療機構競争参加資格において「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付されているものであること。
- (2) なお、競争参加資格を有していない入札者は、平成24年2月2日(木)17時までに資格審査申請を行うこと。競争参加資格審査に関する問い合わせは次のとおり。
〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階
独立行政法人福祉医療機構 経理部会計課 電話 03-3438-9929
- (3) 独立行政法人福祉医療機構会計規程施行細則第35条に規定される次の事項に該当しない者であること。
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者

(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

キ 前各号の一に該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

前項に該当する者を入札代理人として使用する者

(4) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) その他の競争参加資格については、入札説明書による。

3. 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階

独立行政法人福祉医療機構 経理部会計課

電話 03-3438-9929

FAX 03-3438-0219

(2) 入札説明書に対する質問受付及び回答

受付先 上記3(1)に同じ(メールアドレスについては、別途提示する。)

受付期間 平成24年1月25日(水)17時まで

回答 平成24年2月1日(水)を目途に入札参加予定者に対してメールにて行う。

(3) 入札執行の日時及び場所

日時 平成24年2月7日(火) 16時

場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス

10階 独立行政法人福祉医療機構 中会議室

(4) 入札書の提出方法

入札書は、機構所定の様式にて作成すること。直接に提出する場合は、上記3(3)に記載の日時及び場所に持参し、封筒に入れ封印の上、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成24年2月7日開札[稟議・決裁システム等運用支援業務]の入札書在中」と朱書しなければならない。

郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成 2 4 年 2 月 7 日開札[稟議・決裁システム等運用支援業務]の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記 3（1）宛に送付しなければならない（入札執行日の前日までに必着）。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（5）開札の日時及び場所

上記 3（3）に記載の場所において入札後直ちに開札する。

4．その他

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 2 2 年 1 2 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、当機構のホームページの「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力のお願い」をご覧ください。

（アドレス http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/supply/pdf/18_01.pdf）